

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和3年3月12日（金）

午前9時

場 所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 議案第20号 山陽小野田市山陽消防署埴生出張所建設基金条例の制定について (消防)
- 2 議案第19号 山陽小野田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について (人事)
- 3 議案第36号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について (総務)

議案第19号参考資料

山陽小野田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

国家賠償法では、職員等の国に対する損害を賠償する責任を、故意または重大な過失がない場合は、求償対象とならないが、改正前の自治法下での住民訴訟では、同様な状況下であっても免責が認められない状況であったが、令和2年4月に地方自治法が改正され、条例を定めることにより損害賠償責任の一部を免責することができるようになったことから、この度、制定するものである。条例では、市長等が負わなければならない損害賠償責任額が定められ、その額を超える損害賠償責任額について免責されるものである。

※ 免責される額＝損害賠償責任額－（基準給与年額×条例に定める乗数）
（算定例）

副市長に対し1億円の損害賠償が請求された場合で、副市長が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合の免責される額の算出方法

副市長の給料月額・・・666,000円

基準給与年額　＝　給料月額×12月＋期末手当年額
＝　11,548,440円

免責される額　＝　100,000,000円－（11,548,440円×4）
＝　53,806,240円

よって、損害賠償額のうち、46,193,760円を副市長が負担し、53,806,240円が免責となる。

※ 基準給与年額は次により算出される。

市長、副市長、教育長、事業管理者・・・給料月額×12月＋期末手当年額
月額報酬の委員会の委員、監査委員・・・報酬月額×12月

日額報酬の委員会の委員・・・報酬日額を月額に換算した額×12月

その他の職員・・・（給料月額＋管理職手当）×12月＋期末・勤勉手当年額